

特許権	判決年月日	令和 2 年 3 月 1 9 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	令和元年(行ケ)第 1 0 0 9 7 号		

○ 発明の名称を「簡易蝶ネクタイ又は簡易ネクタイ」とする発明についての拒絶査定不服審判の請求を不成立とした審決について、相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。

(事件類型) 審決 (拒絶) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法 1 7 条の 2 第 6 項, 1 2 6 条 7 項

(関連する権利番号等) 特願 2 0 1 7 - 4 7 9 2 6 号, 実願平 2 - 1 2 7 6 4 1 号

(決定) 不服 2 0 1 7 - 1 6 2 8 0 号

判 決 要 旨

1 本件は、拒絶査定不服審判を請求した原告が、拒絶理由通知を受けたため、特許請求の範囲について補正したところ、特許庁が、本件補正を却下し、審判請求を不成立とする審決をしたため、原告が、その取消しを求めた事案である。

2 本判決は、本件補正後の発明（本件補正発明）は甲 1（実願平 2 - 1 2 7 6 4 1 号）に基づき容易に発明をすることができたものであるから、本件補正は独立特許要件に違反するとした本件審決の判断について、相違点の容易想到性の判断に誤りがあり、本件補正発明は、当業者が甲 1 に基づき容易に発明をすることができたものであるとはいえないとして、本件審決を取り消した。理由の要旨は、以下のとおりである。

(1) 本件補正発明と甲 1 に記載された発明（引用発明）の間には、以下の相違点が存在する。

「ボタンがはまり込む切欠き状の部分について、本件補正発明は、全ての側縁が閉じた縦状の穴であるボタン穴であるのに対し、引用発明は、下縁から凹状切欠いたボタン係合部 1 9 である点。」

(2) 本件審決は、引用発明及び副引用例（甲 4）に記載された発明（甲 4 発明）の装身具は、いずれも、装身具を簡単にシャツの第一ボタンに装着できるようにするという共通の課題を有し、また、これを着用するに当たり、切欠き状の部分にボタンがはまり込むことで装着するという共通の機能を有するから、引用発明のボタン係合部 1 9 における切欠き状の部分の具体的な形状として、甲 4 発明の係止導孔を有する円形の鉤挿通孔の態様を採用し、相違点に係る本件補正発明の構成とすることは、当業者であれば容易になし得たことである旨判断した。

しかしながら、引用発明は、簡易型のネクタイ本体を取付ける着用具を改良することによって、着用状態における位置ずれや傾きを生じ難く、低コストで生産でき、そして着用操作も容易である簡易着用具付きネクタイを提供することを課題とするものである。一方、甲 4 に記載された考案は、襟飾り、生花等の種々の装飾小物、殊に襟

前に止着する装身具について、着脱が簡単であり、かつ、衣服の損傷がほとんどない装身具取付台を提供することを課題とするものであるが、かかる装身具として、蝶ネクタイやネクタイを例示するものではなく、蝶ネクタイやネクタイを着用する際に固有の問題があることを指摘するものでもない。したがって、引用発明と甲４発明は、その具体的な課題において、大きく異なる。

また、発明の作用・機能をみても、引用発明は、基板部、ネクタイ取付部及び一对の突出片から成る簡易着用具を備え、ネクタイ取付部の裏側に位置する基板部に、その下縁を凹状に切り欠いたボタン係合部を設け、その切欠きにシャツの第一ボタンを係合させるとともに、一对の突片を襟下へ挿入することで、簡易蝶ネクタイの良好な着用状態及び簡単な着用操作を実現するものであって、簡易着用具１の基板部２における、ボタン係合部１９の配置位置及びその形状を引用発明の構成とすることは、引用発明の課題を解決するために、重要な技術的意義を有する。

他方、甲４発明は、取付台主板に対して上方に係止導孔を連続形成した釦挿通孔を穿設すると共に、他の一部に背面方向に突出するピンを突設し、ピン先端にピン挟持機構を有するピン挿入キャップを冠着することで、釦の確実な止着と、各種装身用小物の衣類への簡単な着脱を実現するものであって、第１ボタンへの係合方法、衣類への確実な止着及び簡単な着脱の実現手段において、引用発明と大きく異なるものであるから、発明の具体的な作用・機能も、引用発明とは大きく異なる。

さらに、仮に、引用発明のボタン係合部１９における切欠き状の部分の具体的な形状として、甲４発明の「細幅の係止導孔(3)を有する円形の釦挿通孔(2)」の態様を採用した場合には、ボタン係合部１９の前側に位置し、その前側にネクタイが取り付けられるネクタイ取付部３が存在するため、簡易蝶ネクタイを着用する際に、簡易蝶ネクタイ及びネクタイ取付部に隠されて、第１ボタン及びボタン穴を視認することができないことになる。そのため、ボタン係合部を切欠き状にする場合よりも、着用具へのボタンの係合が困難となることは明らかである。

以上によれば、引用発明と甲４発明とは、発明の課題や作用・機能が大きく異なるものであるから、甲１に接した当業者が、甲４の存在を認識していたとしても、甲４に記載された装身具取付台の構成から、「細幅の係止導孔(3)を有する円形の釦挿通孔(2)」の形状のみを取り出し、これを引用発明１のボタン係合部１９における切欠き状の部分の具体的な形状として採用することは、当業者が容易に想到できたものであるとは認め難く、むしろ阻害要因がある。